

部及び同好会に関する細則(抜粋)

第1章 総則

第2章 設置・降格・廃止

第2条 次の事項のすべてを満たしている場合に、部の設置を申請することができる。

1. 同好会として1年以上活動を続けていること
2. 希望する生徒が5名以上であること
3. 顧問となる教員が2名以上であること
4. 活動内容、活動日・時間、活動場所が明確であること

第3条 次の事項のすべてを満たしている場合に同好会の設置を申請することができる。

1. 希望する生徒が3名以上であること
2. 顧問となる教員が2名以上であること
3. 活動内容、活動日・時間、活動場所が明確であること

第4条 部及び同好会の設置は次の手順で行われる。

1. 部の設置については、
「設置申請書」提出→生徒サポートグループ(以下「グループ」という)→顧問会
→職員会議→部及び同好会生徒代表者会議(以下「生徒代表者会議」という)→
学級委員会→生徒総会
2. 同好会の設置については、
「設置申請書」提出→グループ→顧問会→職員会議→生徒代表者会議

第5条 毎年度1月(12月末日時点)の部員(会員)数調査時に、部員(会員)数が0名の部及び同好会は、次の基準により降格または廃止とする。これは、グループ、顧問会、生徒代表者会議で審査し、承認するものとする。

1. 部
(1年目)部として1年間様子を見る(観察期間)
⇒(2年目)同好会に降格させ、1年間様子を見る(観察期間)
⇒(3年目)廃止
2. 同好会
(1年目)同好会として1年間様子を見る(観察期間)
⇒(2年目)廃止

第6条 部及び同好会の活動が著しく不活発、もしくは生徒会の活動に支障を与える場合は、降格または廃止とすることができる。これは、グループ、顧問会、生徒代表者会議で審査し、承認するものとする。

第7条 第5条に定める観察期間にある部及び同好会であっても、次のすべての条件を満たしていれば活動を再開することができる。

1. 当該部及び同好会の部員(会員)が3名以上であること

2. 顧問となる教員が2名以上であること

第3章 組織

第8条 各部及び同好会には、部長（会長）、副部長（副会長）、会計を置く。

第9条 入退部（入退会）は、所定の用紙を部又は同好会の顧問に提出し、顧問の承認を受けることによって行われる。また、部及び同好会は仮入部（仮入会）の期間を設けることができる。

第4章 会計

第10条 各部は、その活動に必要な登録費・参加費、用器具購入費などの諸費用を、生徒会の示した範囲内で請求することができる。

第11条 同好会へは生徒会の予算は与えられない。ただし、登録費、参加費（高体連・高野連・高文連・その他公的教育機関が主催・主管のものに限る）については、その限りではない。

第12条 各部及び同好会は顧問の同意の下に、必要に応じて部員から部費を徴収することができる。ただし、月額1,000円を限度とする。

第13条 部費を徴収している全ての部及び同好会は、部費についての出納簿を作らなければならない。また、9月末日に中間会計報告を、年度末に決算報告を、管理職及び保護者に行わなければならない。

第14条 部及び同好会の、営利を目的とする活動は禁止する。

第5章 活動

第15条 部及び同好会の活動は、当該顧問が責任を持ち、活動場所の管理責任者の指示に従い、決められた時間内で行う。

第16条 顧問不在時の、部及び同好会の活動は認めない。ただし、顧問の代理がいる場合はその限りではない。

第17条 平日放課後の活動時間は、原則として次の通りとする。尚、休み時間、昼休みの活動は、原則として認めない。

18:30 終了（19:00 完全下校）

第18条 平日朝の活動時間は、原則として7:30から8:20までとする。

第19条 休日及び休業中の活動時間は、原則として9:00から18:00までとする。

第20条 週当たり平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設けることとする。

第21条 中間及び期末試験1週間前の日から、同最終日前日までの期間の活動は原則として禁止する。ただし、大会や発表会等が近い場合は、顧問を通してグループに申請することによって、顧問の責任・監督のもと、放課後1時間程度活動することができる。

第6章 合宿

第7章 県外の大会等への参加

第8章 部室の使用

第32条 部室の使用については、顧問が責任を持ち、管理責任者が別にいる場合は、その指示に従う。

第33条 生徒は、部室の使用にあたって、次のことを遵守しなければならない。

1. 部所有の用器具類等の保管と、部活動時の更衣に使用すること。他の目的で使用する場合は、顧問まで申し出て許可を得ること
2. 部活動時のみ使用することができる。部活動時以外に使用する場合は、顧問まで申し出て許可を得ること
3. 当該部員のみ使用できる
4. 部室とその周辺の整理整頓及び清掃をしっかりと行い、環境を整備すること
5. 落書きは絶対にしないこと
6. 鍵は各顧問が管理すること
7. 使用後は必ず施錠・消灯をすること
8. 上記各項に反する場合は、使用を禁止する

第9章 部活動インストラクター

第10章 顧問会